## 就労継続支援A型事業における経営状況チェック票

担当者名	山下 志吾
連絡先(TEL)	080-6363-3891

就労継続支援A型事業においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」の第192条第2項(※)を満たさない場合、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の対象となりますが、経営改善計画書等の提出により経営の改善が見込まれると指定権者が認めた場合は、1年間を経営改善のための猶予期間とします。

つきましては、本票に必要事項を入力し、<u>指定基準を満たさないと判定された場合は、期日までに経営</u>改善計画書等のご提出をお願いいたします。

※第192条第2項…「指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」(ここでいう、「利用者に支払う賃金の総額」は、最低賃金(最低賃金の減額特例許可に基づき契約を行った場合は当該賃金額)に基づき算出した額とする。)

## 【基本情報】

1. 事業所の経営主体	特定非営利活動法人	
2. 法人番号	7 2300 0500 4438	
3. 法人名	特定非営利活動法人工房あおの丘	
4. 事業所名	ラヴォーロあおの丘with	
5. 会計期間	R 5年 4月 1日 ~ R	6年 3月 31日

## 【経営状況確認 ※上記会計期間における実績を入力してください。

A. 就労支援事業収益計	4,680,215	円
B. 就労支援事業活動費用計 (利用者賃金を除く)	81,680	円
C. 就労支援事業収支(A-B)	4,598,535	円
D. 利用者に支払う最低賃金の総額	4,447,068	円

※Dは、『最低賃金(減額特例を受けている者は当該賃金額)×総労働時間』で算出してください。

基準を満たしているため、経営改善計画書等の提出は不要です。

【経営改善計画書等のホームペ-	-ジ公表	1
-----------------	------	---

現在	貴事業所のホーム	ハペーミ	ゾで公表	している	ŧ、のにチェッ	クを 入	いれてく	ください
シレエヽ	・ 見 事 木川 ツハ・・・	<b>~</b> `	/ C A 12	$\mathcal{L}$		ノĊハ	<b>.</b> 40 C '	\/_C'U'

□経営改善計画書(別紙様式2-1,2-2)	□ 貸借対照表			
□就労支援事業活動計算書(損益計算書、正味財				
□就労支援事業別事業活動明細書(別紙1~4)	□ 主な生産活動の内容			
□平均月額賃金(工賃)				

※公表していないものについては、貴事業所のホームページ等で公表していただきますようお 願いいたします。